三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日向二三五九・二三六〇の二・字後藤畑二三九三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下黒田町井花谷二二の一、二二の三、二二の七、東谷一二、一二の二、矢代一の一、京北宮町西中山一一の二、南山二四の三、二六の二、二八の二、二九の二、三〇の五、京北上黒田町倉谷八の二、木屋ヶ谷八の二、一〇の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上黒田町上水出一五の一、京北片波町東ベラ二の一、二の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北宮町中食東山一〇の二、京北片波町東ベラ八の二、一一の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下黒田町掛尾一の一、三の二、四の一、四の二、四の六、井花谷一から六まで、六の一、七の一、七の二、八から一〇まで、一七の二（次の図に示す部分に限る。）、京北上黒田町本仲六、七、田の尻二二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
京北下黒田町掛尾一の一、三の二、四の一、四の二、四の六、井花谷一から六まで、六の一、七の一、七の二、八から一〇まで、一七の二（次の図に示す部分に限る。）、京北上黒田町本仲六、七、田の尻二二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下黒田町東谷一三、一三の一、一四、一五、一五の一、一五の二、小路谷三、五から八まで、二八、京北上黒田町北橋四の一（次の図に示す部分に限る。）、四の四、薮ヶ坂一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一六の三、京北片波町西ベラ八の一、東ベラ一の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
京北上黒田町北橋四の一・四の四・薮ヶ坂一六の一・一六の三・京北片波町西ベラ八の一・東ベラ一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下黒田町津ノ谷三、三の一、四から一六まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北宮町北山九、一六から二〇まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
京北宮町北山一六、一七、二〇
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

八(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北宮町北山三二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
京北宮町北山三二（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

九(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上黒田町倉谷九から一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二から一四まで、木屋谷七、京北芹生町大広谷二（次の図に示す部分に限る。）、京北片波町西ベラ二の五